

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年2月18日認可した。

平成21年2月27日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上井幹線地区
舟岡池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）柳原農道地区
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下鯨越池地区